

相続税 かんたんガイド & 料金表

申告が必要かどうかと、頼んだ場合にいくらかかるか。ご家族で読める1枚にまとめました。

保存版

● まず、申告が必要かを確かめる

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

3,600万
相続人1人

4,200万
相続人2人

4,800万
相続人3人

5,400万
相続人4人

財産の合計がこの額を超えたら申告が必要です。判定は**小規模宅地等の特例を使う前の金額**で。相続放棄をした人も人数に数えます。

● 見落としやすい5つ

- 1 **生命保険金・死亡退職金** — 非課税は「500万円×法定相続人の数」まで。超えた分は財産に加わります
- 2 **亡くなる前の贈与** — 年110万円以下で贈与税がかからなかった分も足し戻されます
- 3 **家族名義の預金** — 出どころと管理が亡くなった方なら、子や孫の名義でも相続財産です
- 4 **相続時精算課税で渡した財産** — 何年前でも全額が戻ります
- 5 **亡くなった後に入のお金** — 高額療養費の還付や死亡後の給与は相続財産になります

● 期限は3つ

- 3か月** 相続放棄・限定承認（家庭裁判所へ）
- 4か月** 準確定申告（亡くなった方の所得税）
- 10か月** 相続税の申告・納付（ここが本番）

● 税額0円でも申告が必要

小規模宅地等の特例（自宅の土地が最大80%減）と**配偶者の税額軽減**（1億6,000万円まで非課税）は、**申告して初めて使える**特例です。これらで税額がゼロになる方も、申告書の提出が必要です。

料金 — ご契約前に、総額を確定してお伝えします

お見積り無料／すべて税込

シンプルプラン

99,000円（+土地がある場合は下の評価料金）

次のすべてに当てはまる方

- ・遺産総額 5,000万円以下
- ・非上場株式なし
- ・相続人は配偶者・お子さまのみ（人数制限なし）
- ・相続人の間に争いがなく、全員と連絡が取れる
- ・申告期限まで3ヶ月超

スタンダード（上記に当てはまらない方）

遺産総額 × 0.55% / 最低 220,000円

遺産総額	報酬額	遺産総額	報酬額
4,000万円まで	220,000円	8,000万円	440,000円
6,000万円	330,000円	1億円	550,000円

加算はこの2つだけ — **土地の評価**（下表）と**非上場株式の評価 1社 165,000円**。相続人の数による加算はありません。

土地の評価料金（両プラン共通・1か所ごと） — 一律にせず、手間の分だけいただきます

かんたんな評価 22,000円	手間のかかる評価・賃貸不動産 77,000円	現地調査が必要 165,000円～
おおむね四角い宅地／倍率地域の土地（郊外の実家・田畑など）	旗竿地・三角地／500㎡超／セットバック／私道を含む／アパート・貸家・貸地・貸駐車場	道路に接していない土地／かけ地／権利関係が複雑な土地（個別お見積り）

この料金に含まれます（追加費用なし）

申告書の作成と電子申告／建物・預貯金・上場株式などの評価／小規模宅地等の特例・配偶者の税額軽減の適用／遺産分割案ごとの税額シミュレーション／申告後のご質問対応／後日に財産が見つかった場合の修正申告

別途になるもの・お受けできない依頼

戸籍謄本・残高証明書などの実費／相続登記（司法書士をご紹介）／準確定申告 55,000円～／相続人の間で分け方に争いがある場合と、申告期限まで3ヶ月を切っている場合はお受けしていません

● ご依頼の流れ — やりとりはすべてメールと郵送です

STEP 1

ご相談・お見積り

メールで財産の概要をお聞きし、プランと総額をご提示します。ここまで無料です。

STEP 2

ご契約・資料のご準備

必要書類のチェックリストをお送りします。集められない書類はご相談ください。

STEP 3

評価と申告書の作成

土地などを評価し、遺産の分け方ごとの税額もあわせてご提示します。

STEP 4

ご確認後、電子申告

内容をご確認いただいてから提出。納付の方法もご案内します。

相続税の申告は **お気軽税理士** へ — 面談なし、メールと郵送で完結します

澤田大志税理士事務所（大阪府枚方市・近畿税理士会枚方支部 登録番号149197）／全国オンライン対応。相続税申告は税務署出身の税理士との2名体制でお受けしています。

30秒でできる「申告が必要か」チェック・メールでの無料相談 → <https://t-ac.jp/souzoku/>



スマホで読み取り